

広報こうしゅう等への広告掲載に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、甲州市有料広告掲載に関する要綱（平成19年4月12日甲州市告示第37号。以下「要綱」という。）第5条、第10条及び第15条の規定に基づき、広報こうしゅうその他の市が発行する刊行物及び印刷物（封筒を除く。以下「広報こうしゅう等」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広報広告の位置及び規格)

第2条 広報こうしゅうへの広告掲載（以下「広報広告」という。）の位置は、次のとおりとする。

- (1) 裏表紙（カラー印刷）の最下段（2枠）
- (2) 一色印刷（白黒）ページの最下段（2枠。掲載ページは市が指定する。）

2 広報広告の規格は、1枠につき縦50mm横80mmとする。

(広報広告の期間)

第3条 広報広告の掲載期間は、1箇月とする。ただし、広告主の希望により、6箇月まで延長することができるものとする。

(広報広告の枠数)

第4条 広報広告の枠数は4枠とし、同一の広告主に対し1年につき1回1枠の掲載とする。ただし、募集する広告の枠数に満たないときは、複数枠及び複数回の掲載を認めることができる。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、1箇月1枠当たり10,000円とする。ただし、カラー印刷については1箇月1枠当たり20,000円とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、要綱第4条第1号に規定する広告のうち次に掲げる内容のものについては、その広告掲載料を徴収しないことができる。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公団、公益法人及びこれらに類するものが実施する事業に関する募集又はお知らせに関するもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

(刊行物等への広告の掲載)

第6条 広報こうしゅう以外の市が発行する刊行物及び印刷物（封筒を除く。以下「刊行物等」という。）への広告掲載は、同一の広告主が1回につき、1枠を原則とする。

- 2 刊行物等への広告掲載の位置、規格、時期及び期間は、刊行物等ごとに別に定める。
- 3 刊行物等への広告掲載の期間が定められていないときは、その刊行物等がなくなるまでとする。

(広報広告の内容等の事前協議)

第7条 広報広告については、広報こうしゅうのイメージを損なうことがないよう、その内容、デザイン等について、事前に広告主と協議してから広告掲載するものとする。

附則

この基準は、平成19年5月1日から施行する。

この基準は、平成29年4月1日から施行する。